

# 臨時休園等について

## ● 「暴風警報」が大阪市地域に発令された場合

(各種注意報や暴風以外の警報は該当しない)

1) 午前7時30分までに暴風警報が解除されたとき

.....通常とおり保育を行います。

2) 午前7時30分以後も暴風警報が発令されている (解除されていない) とき

.....自宅で待機してください。

2-1) 午前9時までに暴風警報が解除されたとき

.....警報が解除された時点で登園してください。

2-2) 正午までに暴風警報が解除されたとき

.....午前中は休園します。昼食を済ませて午後から登園してください。

2-3) 正午以後も暴風警報が発令されている (解除されていない) とき

.....休園します。

## ・警報が午前7時30分以降 (保育時間中) に発令された場合

原則として、風雨の状況や交通機関の安全を確認し、速やかに園児を帰宅できるよう緊急連絡先にご連絡し、お迎えにきていただきます。

保護者の方がお迎えに来られない場合は園で保護いたします。

ただし途中で危険を感じた場合は直ちに連絡をとって、こちらの指示にしたがっていただきます。

※原則暴風警報以外の警報や注意報の場合通常保育を行います。

## ●地震の場合

登園前 周辺の被害が甚大で登園が困難な場合は、自宅又は指定避難場所に待機してください。警戒宣言が発令されると、園は休園となります。公共放送施設による連絡や園からの指示をお待ちください。

登園後 地震の被害の状況により、周辺の被害が甚大で降園が困難な場合は、園で保護し、保護者の方の引き取りによって降園とします。